

各種通知・要綱について

- 稼働年齢者の総点検(要綱)

p.95～103

- 自立助長推進世帯の選定と指導(要綱)

p.105～125

- 新規自立支援世帯の選定と指導(通知)

p.127～155

2 稼働年齢者の総点検

策 定 昭和 62 年 1 月 31 日

一部改訂 平成 5 年 4 月 1 日

一部改訂 平成 11 年 4 月 1 日

一部改訂 平成 16 年 4 月 1 日

1 目的

各年度当初において、保護受給中の稼働年齢者の能力活用状況等の実態を把握のうえ適切な評価を行うことにより、地区担当員と保護係長が各年度における指導対象世帯（能力不活用者が含まれる世帯）の取組世帯を明確にすることにより、組織的な自立指導の徹底を図るもの。

2 対象

毎年度当初又は 5 月 1 日現在における 18 歳から 64 歳までの被保護者全てとする。

3 点検事項

稼働年齢者の能力活用状況の点検

4 実施方法

(1) 対象者の抽出

別紙 1 「稼働年齢者能力活用状況点検表」（以下、「点検表」という。）を電算により出力し、対象者を抽出する。

(2) 対象者ごとの就労阻害要因等の状況把握

対象者ごとに、就労阻害要因（傷病、障害、育児及び介護等）と稼働能力の活用状況等を確認のうえ、点検票に必要事項を記入する。（別紙「記入要領」を参照）

なお、就労阻害要因等が十分把握できていない場合は、速やかに主治医訪問による病状把握等、必要な調査を実施する。

また、稼働能力の活用状況について、就労収入額は電算により出力されるが、就労内容、就労日数及び時間等の状況も確認しておく。

(3) 稼働能力活用に対する評価

(2) により当該対象者の就労阻害要因の把握と稼働能力の活用状況を的確に行ったうえで、対象者ごとに、別紙 2 「稼働能力活用の評価の目安」を参考に能力活用状況に対する適切な評価を行い、この結果を点検票の右欄「稼働能力の評価（A B C）」に記入する。

なお、評価の判断に悩む場合においては、保護係長と地区担当員との個別協議等

により決定する。

(4) 指導援助

上記の結果、能力活用状況が不十分と認められた者については、適切な処遇方針を樹立のうえ必要な指導援助を行う。

なお、個々の世帯員の処遇等に関しては、生活実態等を十分勘案し、形式的・画一的な扱いにならないよう留意する。

また、「C評価」となった者がいる世帯については、原則として、「自立助長推進世帯」に選定して重点的な指導援助を行う。

5 その他

(1) 当事業は、年度当初における保護係長による地区担当員との個別ヒアリングの基礎資料と位置づけて実施する。

(2) 保護係長は、地区担当員ごとの評価結果について、その妥当性を検証のうえ必要な助言指導を行う。

(3) 原則として、4半期毎（年度当初、6月末、9月末、12月末、翌年度末）に点検のうえ各福祉事務所で係別に集計し、取組状況の分析等を行う。

(4) 年度途中で生活保護開始となった世帯についても、必要に応じ、対象に追加する。

6 報告

年度当初における能力活用評価の状況を（別紙3）により集計のうえ、保健福祉局生活福祉部地域福祉課長に報告する。

「稼働年齢者能力活用状況点検表」記入要領

事項	点検内容								
1 加算	→障害者加算，母子加算，児童養育加算が計上されている者について，それぞれの箇所にかが機械印字。								
2 就労阻害要因，状況等	①傷病	→就労を阻害する要因が傷病の場合に，「結核」，「精神」，「その他」のそれぞれ該当する箇所に「○」を記入。複数記入可。							
	②受診日数	→前3箇月の平均月当たり受診日数を記入。複数の医療機関に通院している場合は，合計した日数を記入。							
	③障害	→障害者手帳所持者について，身体障害者の場合「身体」，精神障害者の場合「精神」，知的障害者の場合「知的」にそれぞれ「○」を記入。							
	④育児	→小学校就学前の子がいる場合，保育所へ入所していない場合は「在宅」，保育所へ入所（里親等に預けている場合も含む）している場合は「保育所」へ「○」を記入。 →小学校3年生までの就学児がいる場合で，学童保育へ通学している場合は「学童」へ「○」を，通学していない場合は「×」を記入。就学児の小学校3年生までの子がいな場合は，記入しない。							
	⑤介護	→同居者に要介護状態の者がいる場合に「○」を記入。							
	⑥その他	→傷病，育児，介護以外の就労阻害要因がある場合に「○」をするとともに，「その他の内容」欄に具体的に記入する。 <table border="1" data-bbox="735 1173 1453 1429"> <tr> <td data-bbox="735 1173 815 1218">例1</td> <td data-bbox="815 1173 1453 1218">妊娠後期で就労が困難な場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1218 815 1301">例2</td> <td data-bbox="815 1218 1453 1301">医療機関への受診を拒否しているが，明らかに精神疾患が認められる場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1301 815 1384">例3</td> <td data-bbox="815 1301 1453 1384">社会適応力が極めて低く，就労以前に日常生活を送るうえで問題が認められる場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1384 815 1429">例4</td> <td data-bbox="815 1384 1453 1429">多子家庭で，就労は可能ではあるものの制限のある場合</td> </tr> </table>	例1	妊娠後期で就労が困難な場合	例2	医療機関への受診を拒否しているが，明らかに精神疾患が認められる場合	例3	社会適応力が極めて低く，就労以前に日常生活を送るうえで問題が認められる場合	例4
例1	妊娠後期で就労が困難な場合								
例2	医療機関への受診を拒否しているが，明らかに精神疾患が認められる場合								
例3	社会適応力が極めて低く，就労以前に日常生活を送るうえで問題が認められる場合								
例4	多子家庭で，就労は可能ではあるものの制限のある場合								
3 就労収入額	→基礎控除対象となる就労収入額を機械印字。 ※自営業の場合は，必要経費控除後の金額。 ※「稼働年齢者能力活用状況点検表」出力時の翌月1日付けにおける収入認定額が印字。								
4 就労阻害要因あり，就労阻害要因なし	→就労阻害要因の有無別に，「就労又は増収可」又は「就労又は増収不可」を判断のうえ，いずれかに「○」を記入。								
5 備考	→主治医訪問等により把握した稼働能力の有無・程度及び把握した年月日等や，対象者の処遇方針及び指導援助経過等，SVとCWとの個別ヒアリングにより能力判定や処遇方針等を検討するうえで必要と考えられる内容を記入。								
6 稼働能力の評価（ABC）	→本表による点検結果等を基に総合的に判断のうえ稼働能力活用に対する評価を行い，問題がない場合「A」，やや不十分の場合「B」，不十分の場合「C」を記入。								

稼働能力活用の評価の目安

		判断基準		評価			
	就労阻害要因	対象者の状況		A 充分	B やや不十分	C 不十分	
		就 労 中	無	50歳未満	・フルタイムの概ね80%以上(約130時間/月)	○	
・フルタイムの概ね30%以上80%未満(約50時間~約130時間/月)					○		
・フルタイムの概ね30%未満(約50時間/月)						○	
50歳~59歳	・フルタイムの概ね60%以上(約100時間/月)			○			
	・フルタイムの概ね20%以上60%未満(約30時間~約100時間/月)				○		
	・フルタイムの概ね20%未満(約30時間/月)					○	
60歳以上	・勤務条件は問わない。		○				
有	傷病		・軽作業可	50歳未満	(○)	○	
				50歳以上	○	(○)	
	その他			○	(○)		
不 就 労	無	59歳未満				○	
		60歳以上	・求職努力がみられる。	○	(○)		
			・求職活動に課題あり。		○	(○)	
		就職に向けた技能の修得に励んでいると認められる者			○		
	有	傷病	・入院・入所中		○		
			・退院後、概ね3箇月未満 ※1箇月以上の入院に限る。		○		
			・病状把握(主治医訪問又は検診命令)の実施結果	就労不可	○		
				軽作業可		○	
				中程度可			○
			・ひきこもり等で通院していないが明らかに就労不可能と認められる者			○	
		・精神保健福祉法第32条が適用されている者			(○)	(○)	
		障害	・入院・入所中		○		
			・障害者加算計上者		○		
			・身体障害者手帳4級以下又は精神保健福祉手帳3級所持者		(○)	(○)	(○)
			・常時介護を必要な者が同居している場合		(○)	(○)	
		育児	・就学前児童あり	保育所	入所中		
				入所待ち	○		
	・小学生以上					○	
	・不登校等の児童問題を抱えている場合		○	(○)			
	・日常的に通院が必要な病弱の児童を抱えている場合		○				
その他	・妊娠中又は産後1年未満(保育所入所待機児童がいる場合)の者		○	(○)			
	・定時制又は通信制高校に修学している者				○		
	・社会適応能力に著しく欠けると判断される者		○				

※上記については、あくまで判断の目安を示すものであり、判断に迷う場合は、適宜、保護係長と協議したうえで評価を行う。

※「フルタイム」とは1箇月の実労働時間を160時間(8時間×20日)に想定。

<参考> H15 京都府最低賃金：時間給 677円 (→130時間就労の場合は月収約 88,000円)

なお、最低賃金は職種により引き上げられることがあります。

(別紙3)

能力活用評価状況表

() 福祉事務所

	能力活用評価の状況				CW数
	A	B	C	合計	
保護第 係					
保護第 係					
保護第 係					
保護第 係					
保護第 係					
合 計					

※ 本表は年度当初の状況を集計した数値を記入。

